

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<b>定期積金規定</b>	<b>定期積金規定</b>
<p>1 (省略)</p> <p>2 口座振替による掛金の払込み</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込みを行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しは行いません。</p> <p>掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、積金契約者に通知することなく当該掛込を中止します。ただし、2021年10月1日以降、新たに口座を開設もしくは再契約した積金については、次回以降の掛込日に中止した掛込分も含め振替口座から掛込みを行います。なお、その場合には、掛込日が古いものから順に掛込額単位で掛込みを行います。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>6 給付補てん金等の計算</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>a この積金の契約期間中に掛金総額（通帳または証書に記載の給付契約金額から給付補てん金を差し引いた金額）に達しないときは、掛込日から満期日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。</p> <p style="padding-left: 20px;">(a) 解約日における普通貯金利率</p> <p>b 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときおよび第11条第3項の規定により解約するときは、掛込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。</p> <p style="padding-left: 20px;">(a) 解約日における普通貯金利率</p> <p>c (省略)</p> <p>7～8 (省略)</p> <p>9 自動満期処理の特約</p>	<p>1 (省略)</p> <p>2 口座振替による掛金の払込み</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込みを行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しは行いません。</p> <p>掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、積金契約者に通知することなく当該掛込を中止します。ただし、2021年10月1日以降、新たに口座を開設もしくは再契約した積金については、次回以降の掛込日に中止した掛込分も含め振替口座から掛込みを行います。なお、その場合には、掛込日が古いものから順に掛込額単位で掛込みを行います。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>6 給付補てん金等の計算</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に掛金総額（通帳または証書に記載の給付契約金額から給付補てん金を差し引いた金額）に達しないときは、掛込日から満期日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。</p> <p style="padding-left: 20px;">(追加) 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときおよび第11条第3項の規定により解約するときは、掛込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。</p> <p style="padding-left: 20px;">(追加) 解約日における普通貯金利率</p> <p>c (省略)</p> <p>7～8 (省略)</p> <p>9 自動満期処理の特約</p>

改正後	改正前
<p>前記第8条により、自動満期処理の特約の申し出があった場合は、この積金を満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取り扱います。</p> <p>(1) 定期貯金へ預入れする場合の取扱い</p> <p><u>a</u> 預入れできる定期貯金は、スーパー定期貯金とします。ただし、満期日を指定する期日指定方式の取扱いはできません。</p> <p><u>b</u> 通帳扱いの定期貯金へ預入れする場合は、既に発行されている総合口座通帳および定期貯金通帳への預入れとします。</p> <p><u>c</u> 預入金額は、給付契約金（税引後）全額または指定した金額とします。</p> <p><u>d</u> 定期貯金の適用利率は、振替日における当組合所定の利率とします。</p> <p>(2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い</p> <p><u>a</u> 貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。</p> <p><u>b</u> 預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第1項 <u>c</u> の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします。</p> <p>(3) ～ (4) (省略)</p> <p>10～11 (省略)</p> <p>12 解約</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) この積金は、<u>a</u>、<u>b(a)から(f)</u>および<u>c(a)から(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a</u>、<u>b(a)から(f)</u>または<u>c(a)から(e)</u>の一にでも該当する場合には、当組合はこの積金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの積金を解約することができるものとします。</p> <p><u>a</u> 積金契約者が積金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p><u>b</u> 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><u>(a)</u> 暴力団</p> <p><u>(b)</u> 暴力団員</p> <p><u>(c)</u> 暴力団準構成員</p> <p><u>(d)</u> 暴力団関係企業</p> <p><u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p><u>(f)</u> その他前各号に準ずる者</p>	<p>前記第8条により、自動満期処理の特約の申し出があった場合は、この積金を満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取り扱います。</p> <p>(1) 定期貯金へ預入れする場合の取扱い</p> <p><u>①</u> 預入れできる定期貯金は、スーパー定期貯金とします。ただし、満期日を指定する期日指定方式の取扱いはできません。</p> <p><u>②</u> 通帳扱いの定期貯金へ預入れする場合は、既に発行されている総合口座通帳および定期貯金通帳への預入れとします。</p> <p><u>③</u> 預入金額は、給付契約金（税引後）全額または指定した金額とします。</p> <p><u>④</u> 定期貯金の適用利率は、振替日における当組合所定の利率とします。</p> <p>(2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い</p> <p><u>①</u> 貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。</p> <p><u>②</u> 預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第1項 <u>第3号</u> の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします。</p> <p>(3) ～ (4) (省略)</p> <p>10～11 (省略)</p> <p>12 解約</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) この積金は、<u>第1号</u>、<u>第2号AからF</u>および<u>第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第1号</u>、<u>第2号AからF</u>または<u>第3号AからE</u>の一にでも該当する場合には、当組合はこの積金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの積金を解約することができるものとします。</p> <p><u>①</u> 積金契約者が積金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p><u>②</u> 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><u>A</u> 暴力団</p> <p><u>B</u> 暴力団員</p> <p><u>C</u> 暴力団準構成員</p> <p><u>D</u> 暴力団関係企業</p> <p><u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p><u>F</u> その他前各号に準ずる者</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>c</u> 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><u>(a)</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p><u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為</p> <p>13～15 (省略)</p> <p>16 盗難通帳・証書による払戻し等</p> <p>(1) 積金契約者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息相当額ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p><u>a</u> 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p><u>b</u> 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること</p> <p><u>c</u> 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息相当額ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、積金契約者に過失（重過失を除き<u>ます</u>。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。</p> <p><u>a</u> 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p><u>(a)</u> 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと</p> <p><u>(b)</u> 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p>	<p><u>③</u> 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><u>A</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p><u>E</u> その他前各号に準ずる行為</p> <p>13～15 (省略)</p> <p>16 盗難通帳・証書による払戻し等</p> <p>(1) 積金契約者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息相当額ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p><u>①</u> 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p><u>②</u> 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること</p> <p><u>③</u> 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息相当額ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、積金契約者に過失（重過失を除く<u>。</u>）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。</p> <p><u>①</u> 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p><u>A</u> 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと</p> <p><u>B</u> 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p>

改正後	改正前
<p><u>(c)</u> 積金契約者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p><u>b</u> 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(5) ～ (7) (省略)</p>	<p><u>C</u> 積金契約者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p><u>②</u> 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(5) ～ (7) (省略)</p>
<p>17～18 (省略)</p>	<p>17～18 (省略)</p>
<p><b>19 保険事故発生時における積金契約者からの相殺</b></p>	<p><b>19 保険事故発生時における積金契約者からの相殺</b></p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p><u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この積金で担保される債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p><u>b</u> 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p><u>c</u> <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</p> <p><u>a</u> この積金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利回りを適用するものとします。</p> <p><u>b</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p><u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p><u>②</u> 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p><u>③</u> <u>第1号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</p> <p><u>①</u> この積金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利回りを適用するものとします。</p> <p><u>②</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p> <p>(4) (省略)</p>
<p><b>20 休眠預金等活用法にかかる異動事由</b></p>	<p><b>20 休眠預金等活用法にかかる異動事由</b></p>
<p>当組合は、この積金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく異動事由として取り扱います。</p> <p><u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払いにかかるものを除きます。)</p> <p><u>(2)</u> 積金契約者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「積金契約者等」といいます。)から、この積金について次に</p>	<p>当組合は、この積金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」という。)に基づく異動事由として取り扱います。</p> <p><u>①</u> 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払いにかかるものを除きます。)</p> <p><u>②</u> 積金契約者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「積金契約者等」といいます。)から、この積金について次に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p><u>a</u> 公告の対象となる積金であるかの該当性</p> <p><u>b</u> 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地</p> <p><u>(3)</u> 積金契約者等からの申し出に基づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><u>(4)</u> 積金契約者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p><u>a</u> 取引店舗の変更</p> <p><u>b</u> 相続等による口座名義人の変更</p>	<p>る情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p><u>A</u> 公告の対象となる積金であるかの該当性</p> <p><u>B</u> 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地</p> <p><u>③</u> 積金契約者等からの申し出に基づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><u>④</u> 積金契約者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p><u>A</u> 取引店舗の変更</p> <p><u>B</u> 相続等による口座名義人の変更</p>
<p><b>21 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</b></p> <p>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p><u>a</u> 第20条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p><u>b</u> 将来における積金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p><u>c</u> 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きます</u>。）に限り。</p> <p><u>d</u> この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項<u>b</u>において、将来における積金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p><u>a</u> 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p><u>b</u> 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日。</p> <p><u>c</u> この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日。</p> <p><u>d</u> 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</p>	<p><b>21 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</b></p> <p>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p><u>①</u> 第20条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p><u>②</u> 将来における積金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p><u>③</u> 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。）に限り。</p> <p><u>④</u> この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項<u>第2号</u>において、将来における積金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p><u>①</u> 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p><u>②</u> 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、の積金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日。</p> <p><u>④</u> この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日。</p> <p><u>⑤</u> 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</p>
<p><b>22 休眠預金等代替金に関する取扱い</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p>	<p><b>22 休眠預金等代替金に関する取扱い</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) 積金契約者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p><u>a</u> この積金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、積金契約者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。</p> <p><u>a</u> 当組合がこの積金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p><u>b</u> 前項に基づく取扱いを行う場合には、積金契約者等が当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>(3) 積金契約者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p><u>①</u> この積金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、積金契約者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。</p> <p><u>①</u> 当組合がこの積金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p><u>②</u> 前項に基づく取扱いを行う場合には、積金契約者等が当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) (省略)</p>
<p>23 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2026年7月1日現在)</p>	<p>23 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2024年4月1日現在)</p>